

経

営

情

報

2024.3.7

No.437

令和5年度補正・令和6年度 中小企業関係補助金等のポイント

令和5年度補正における経済産業省関連予算及び令和6年度における同予算案のうち「中小企業・小規模事業者関係」のポイントは、①物価高、人手不足等の厳しい経営環境への対応、②環境変化に挑戦する中小企業・小規模事業者等の成長支援、③事業承継、再編を通じた変革の推進、④伴走支援・経営支援の推進および⑤社会課題解決をはじめとした地域における取組みへの支援等となっています。

本号では、これらの中から一部をご紹介します。また、中小企業が活用しやすい省エネルギー関連の補助金、人材育成のための支援等についても併せてご紹介します。なお、各自治体においても地域の事情に応じて様々な支援メニューが用意されています。

(注) 本号に掲載されている補助金情報は、発行時点のものです。最新の情報及び詳細は各省庁のホームページ、「ミラサポplus」または「J-Net21」等でご確認ください。

物価高、人手不足等の厳しい経営環境への対応

中小企業省力化投資補助事業（中小企業等事業再構築促進事業を再編）【令和5年度補正】

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援します。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とします。IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進します。



これまで実施してきた中小企業等事業再構築促進事業のスキーム

枠	申請類型	補助上限額	補助率
省力化投資補助枠 (カタログ型)	従業員数5名以下	200万円 (300万円) ^(※)	1 / 2
	従業員数6～20名	500万円 (750万円) ^(※)	
	従業員数21名以上	1,000万円 (1,500万円) ^(※)	

※賃上げ要件を達成した場合、()内の値に補助上限額を引上げ

詳細は今後公表される公募要領をご確認ください。

環境変化に挑戦する中小企業・小規模事業者等の成長支援

中小企業生産性革命推進事業【令和5年度補正】

生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎを補助し、切れ目なく継続的に、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援します。

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

雇用の多くを占める中小企業が生産性向上、持続的な賃上げに向けて、新製品・サービスの開発や生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援します。

対象者	補助上限額	補助率
新設 省力化（オーダーメイド）枠	5人以下 750万円（1,000万円） 6～20人 1,500万円（2,000万円） 21～50人 3,000万円（4,000万円） 51～99人 5,000万円（6,500万円） 100人以上 8,000万円（1億円）	1/2 ^(※) 小規模・再生 2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2、1,500万円を超える部分は1/3
製品・サービス高付加価値化枠	通常類型 5人以下 750万円（850万円） 6～20人 1,000万円（1,250万円） 21人以上 1,250万円（2,250万円）	1/2 小規模・再生 2/3 新型コロナ回復加速化特例 2/3
	成長分野進出類型（DX・GX） 5人以下 1,000万円（1,100万円） 6～20人 1,500万円（1,750万円） 21人以上 2,500万円（3,500万円）	2/3
グローバル枠	3,000万円（3,100万円～4,000万円）	1/2、 小規模 2/3

大幅な賃上げに取り組む事業者への支援

補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、100万円～2,000万円（給与支給総額年平均成長率+6%以上等）を上記各枠の補助上限に上乘せ（申請枠・類型、従業員規模によって異なる。新型コロナ回復加速化特例適用事業者を除く。）

<公募スケジュール>

2024.1.31公募開始、3.11申請受付開始、3.27公募締切、6月下旬採択発表予定

省エネ設備への更新支援【令和5年度補正】

工場のボイラや工業炉、ビルの空調設備や業務用給湯器などを、省エネ型設備へと更新することを支援します。

(1) 省エネ設備への更新支援（省エネ補助金）

工場・事業所の設備更新にあたっては、省エネ機器への更新により、エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくことが重要です。そのため、(Ⅰ)工場全体の省エネ、(Ⅱ)一部の製造プロセスの電化・燃料転換、(Ⅲ)リストから選択する機器への更新の3つの類型で企業の投資を後押しします。

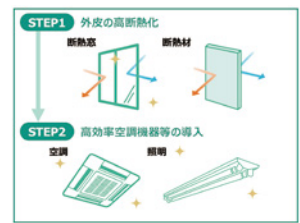
また、「(Ⅳ)エネルギー需要最適化型」があり、各型との組合せ、又は、単体での使用が可能です。

事業区分	省エネ効果の要件	補助対象経費	補助上限	補助率
<p>(Ⅰ) 工場・事業場型 ※旧AB類型 生産ラインの入れ替えや集約など、工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図るものを補助 工場・事業場全体で、機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入を支援します。</p>				
	①省エネ率+非化石割合増加率：10%以上 ②省エネ量+非化石使用量：700kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：7%以上 《先進要件》 ①省エネ率+非化石割合増加率：30%以上 ②省エネ量+非化石使用量：1,000kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：15%以上	設備費 ・ 設計費 ・ 工事費	15億円	1/2以内 (中小) ※先進設備の場合2/3
<p>(Ⅱ) 電化・脱炭素燃转型 新設 主に中小企業の活用を念頭に、脱炭素につながる電化や燃料転換を伴う設備更新を補助 化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援します。 対象設備は(Ⅲ)設備単位型で指定される下記設備のみ。①産業用ヒートポンプ ②業務用ヒートポンプ ③低炭素工業炉 ④高効率コージェネレーション ⑤高性能ボイラ</p>				
	電化・脱炭素目的の燃料転換を伴うこと。 (ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ)	設備費 (電化の場合は付帯設備も対象)	【上限】 3億円 ※電化のための機器の場合は5億円 【下限】 30万円	1/2以内
<p>(Ⅲ) 設備単位型 ※旧C類型 より中小企業が使いやすいよう、リストから選択する機器への更新を補助 予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備を導入を支援します。</p>				
	予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備を導入すること。	設備費	【上限】 1億円 【下限】 30万円	1/3以内

(2) 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業

既存業務用施設の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

主な要件	改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度以上 ^(※) 削減されること(ホテル・病院・百貨店・飲食店等：30%、事務所・学校等：40%)、BEMSによるエネルギー管理を行うこと等
主な対象設備	断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明等 (設備によりトップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすものを対象とする。)
補助額	改修内容に応じて定額又は補助率1/2～1/3相当等



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※改修前のBPIが1.0以下の建築物は用途に応じ40%又は50%以上

詳細は今後省エネポータルサイトに掲載される公募情報をご確認ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/support/

省エネルギー投資促進支援事業費【令和5年度補正】

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援します。

- (1) 設備単位型：省エネ性能の高いユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援
- (2) エネルギー需要最適化型：エネマネ事業者等と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善を行うより効率的・効果的な省エネ取組について支援

	補助上限	補助率
(1)設備単位型	1億円	1/3以内
(2)エネルギー需要最適化型		1/2以内

詳細は今後公表される公募要領をご確認ください。

構造的人手不足に対応した労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進【令和6年度】

人材開発支援助成金【令和6年度】

雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

長期教育訓練休暇制度の拡充（企業規模問わず）

- 中小企業の賃金助成額の引き上げ及び柔軟化
 - ① **現行** 6,000円/日・人 ⇨ **改正後** 8,000円/日・人程度
 - ② 時間単位の休暇を対象とする。
- 中小企業における賃金助成支給上限日数の引き上げ
 - 現行** 150日/人 ⇨ **改正後** 200日/人程度

コース名	対象訓練・助成内容		助成率・助成額		
			OFF-JT		OJT
			経費助成	賃金助成	実施助成
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練 ／成長分野等人材訓練	デジタル	75%	960円/時・人	—
		成長分野	75%	960円/時・人 ※国内大学院	—
	情報技術分野認定実習併用職業訓練 (OFF-JTとOJTの組合せ訓練)		60%	760円/時・人	最低6か月 20万円/人
	定額制訓練		60%	—	—
	自発的職業能力開発訓練		45%	—	—
	長期教育訓練休暇制度 ／教育訓練短時間勤務制度及び 所定外労働免除制度	長期休暇	20万円 ※制度導入助成	960円/時・人 ※有給時	—
短時間 勤務等		20万円 ※制度導入助成	—	—	
事業展開等リスクリソ ング支援コース	事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識 や技能を習得させるための訓練		75%	960円/時・人	—

支給要件や提出書類については、厚生労働省HPまたは管轄の労働局にご確認ください。

(出典・参照)

1. 経済産業省関係令和5年度補正予算の事業概要(PR資料)
https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2023/hosei/pdf/pr.pdf
2. ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金について
https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r5/r5_mono_shogyo_service.pdf
3. 令和5年度補正予算における省エネ支援策パッケージ
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/government/data/package_r5_231110.pdf
4. 令和6年度厚生労働省予算案の主要事項 構造的人手不足に対応した労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進
<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/24syokanyosan/index.html>

「経営情報」に関するご意見・ご要望等ございましたら、中小企業事業の窓口までお問い合わせください。公庫HP上では、経営情報やその他の公庫刊行物のバックナンバー(一部未掲載号有り)を閲覧いただけます(右記二次元コードからアクセス可能です)。



発行：日本政策金融公庫 中小企業事業本部 顧客支援室 ホームページ <https://www.jfc.go.jp/>